

# 島根 更生保護

NO.173

(平成24年4月1日発行)  
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉  
保護司総数 497人  
保護観察事件 186件  
環境調整事件 216件  
(24.3.1現在)



出雲平野の朝(撮影者 出雲地区田坂 将保護司提供)



## 「司法」と「福祉」の 架け橋を目指して

島根県地域生活定着支援センター  
所長 足立 卓久

「日本の福祉の歪みが刑務所にある」「刑務所には高齢者や障害を持っている人たちが多数収容されており、これらの人の多くは住む所もなく、お金もなく、生活苦から万引きや無銭飲食を繰り返し、再犯者として刑務所に戻ってくる人が沢山いる……」

これは元衆議院議員の山本譲司氏が講演の中で述べた言葉です。こうした問題を解決するため、国(厚生労働省・法務省)は、平成21年度から「地域生活定着支援センター」を各都道府県に導入することとし、島根県は、平成22年4月委託先である島根県社会福祉協議会に設置し、これまでに39件の生活環境調整や21件の相談支援を行ってきました。

支援対象者の犯罪傾向は、数百円単位の万引きや、無銭飲食等の軽微な犯罪が主なものとなって

います。これらの事案は、単に本人自身の問題に止まらず、劣悪な家庭環境や地域社会からの孤立など周辺環境によるものが多く、福祉サービスなどにつながっていれば罪を犯すことはなかったと思われる人が殆どです。

このため本センターでは、松江保護観察所等との連携のもと、本人の能力や希望に応じ、地域でその人らしい自立した生活ができるよう福祉施設の利用やアパート入居等による居所の確保、障害年金や生活保護受給等による収入の確保、福祉就労による日中活動の確保等の福祉的支援を行っています。

全ての人は人間としての尊厳を有し、価値ある存在として平等の立場にあります。今後もこうした人権意識を根底に、罪を償った福祉の支援を必要とする高齢者や障害者で、帰住先がなく、生活に困窮し生きる力の弱い人達への支援を通し、「司法」と「福祉」の架け橋として微力を傾注して参りますので、皆様のより一層のご支援をお願いいたします。

## 着任のごあいさつ



松江保護観察所保護観察官 吉山 晃宏

このたび人事異動により、松江保護観察所で保護観察官として着任することとなりました。

私は、山口県出身で平成20年に山口保護観察所に採用され、以降山口で会計係、庶務係として勤務してまいりました。

保護観察官としての勤務も松江という土地も初めてであり、不安いっぱいですが、今後は保護観察官として皆様方のお役に立てるよう、また日々成長できるよう頑張っていきますので、御支援、御協力を心よりお願いいたします。

## 転任のごあいさつ

天野 まい

平成20年10月から3年半の間、松江保護観察所で勤務させていただきました。新規採用職員で、島根県は初めての土地でもあり、至らないところばかりでしたが、皆様には暖かく見守っていただき、ご指導いただきました。

中国地方更生保護委員会に転勤となり、保護観察所の仕事しか知らない私には不安もありますが、皆様に教えていただいたことを思い出し、新たな業務を頑張りたいと思います。本当にありがとうございました。(中国地方更生保護委員会庶務係)

## 更生保護法人島根保護観察協会への寄附に係る税制優遇措置の拡大について

このたび、更生保護法人に対する個人からの寄附を促し、法人の活動をより一層推進する観点から、平成23年度税制改正により、一定の要件を満たす更生保護法人への寄附に係わる税制優遇措置が拡大されましたのでお知らせします。

内容的には、個人が一定の要件を満たすものとして国から証明を受けた更生保護法人に対し寄附を行った場合、現行の所得控除に加え、より減税効果の高い税額控除との選択適用が可能となりました。

具体的には、個人が支出した寄附金について、税額控除制度の適用を選択した場合、確定申告時に以下の算式により算出された額が所得税から控除されます。

$$\boxed{\text{税額控除対象寄附金}(\ast 1)} - 2,000\text{円} \times 40\% = \boxed{\text{控除対象額}(\ast 2)}$$

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

ただし、寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となる。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とする。

例えば、年間の課税所得額300万円の人が10万円を寄附した場合、税額控除を選択すると、所得控除に比べ、約3万円の節税効果があります。

税額控除の適用を受けようとする個人寄附者は、①更生保護法人島根保護観察協会が発行する寄附金受領証明書及び②中国地方更生保護委員会が発行する一定の要件を満たした法人であることの証明書(写し)を、確定申告書に添えて税務署に提出してください。

不明な点は更生保護法人島根保護観察協会(0852-21-3767)にお問い合わせください。

## 〈平成24年度業務運営重点目標〉

松江保護観察所

## 1 再犯防止に向けた保護観察処遇の強化と社会復帰支援の充実

## (1) 薬物事犯者に対する処遇の充実強化

## 【具体的取組】

- ア 新薬物処遇プログラムの適切な実施に向けて、外部専門家による自庁研修を行うなどして保護観察官の習熟及び処遇能力の伸長を図る。
- イ 薬物事犯者の引受人や家族に対して、引受人・家族会を開催し薬物依存への対応に関する知識を付与するなどして適切に家族支援を行う。
- ウ こころと体の相談センター、保健所、医療機関、地方自治体及び薬物依存症リハビリ施設・自助グループなどの関係機関・団体と地域支援連絡協議会（仮称）を開催するなどして薬物事犯者の支援体制を構築する。
- エ 薬物依存からの脱却又は薬物依存からの回復訓練のため、必要に応じて、自立準備ホームや薬物依存症リハビリ施設（ダルク）への委託を検討、活用する。

## (2) 社会貢献活動の適切な実施

## 【具体的取組】

- ア 担当官及び担当保護司を指名するとともに、担当保護司については社会貢献活動担当保護司研修を行い、活動への習熟を図る。
- イ 当面、県東部及び県西部の二つのブロックに分け、それぞれ屋内、屋外に複数の活動場所を開拓・確保する。
- ウ 活動の実施内容等を的確に把握するとともに、検証データや活動事例から処遇効果を得るための検討会を開催するなどして、本格実施に備える。
- エ 啓発広報の一環として、マスメディアや関係機関・団体に対して周知を図り、社会貢献活動に対する地域の理解と協力を促進する。

## (3) 迅速かつ計画的な生活環境の調整

## 【具体的取組】

- ア 確実な帰宅先を確保するため、特に調整困難なケースや短期刑受刑者については、保護観察官の積極的関与、施設面接等の実施、関係機関との緊密な連携を図り迅速な調整に努める。
- イ 矯正施設入所中から、釈放後の就労先又は就学等を視野に入れ、矯正教育と釈放後の保護観察との連動を意識した計画的かつ実効性のある調整に努める。

## (4) 高齢又は障害により福祉等の支援が必要な者に対する関係機関と連携した取組の推進

## 【具体的取組】

- ア 高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所入所者等が、出所後に必要な福祉的支援を確実に受けられるよう、県地域生活定着支援センター、矯正施設、地方公共団体、島根更生保護会、福祉等の関係団体との緊密な連携に努め、特別調整の充実を図る。
- イ 関係機関・団体との連絡協議会や県地域生活定着支援センターが行う運営委員会、セミナー等を通じて、特別調整の啓発広報と一層の定着に努める。

## (5) 更生保護施設における自立困難者も含めた積極的受入れの促進並びに島根更生保護会全面改築の円滑な推進

## 【具体的取組】

- ア 本年度の施設全面改築期間中、大幅な収容減を余儀なくされるが、可能な限り、自立困難者を含めた積極的な受入れに努める。
- イ 施設の役職員に対する研修を実施するとともに、就労、福祉及び医療機関等との連携を通じた処遇体制の強化に努める。
- ウ 施設の全面改築工事期間中、事故等が発生しないよう安全管理に万全を尽くし円滑な施設整備に努める。

## (6) 緊急的住居（自立準備ホーム）の確保・自立支援対策の効果的推進

## 【具体的取組】

- ア 東西に細長い県の特徴から、県東部及び県西部に複数の自立準備ホームを開拓する。

イ 関係機関・団体等から積極的に情報を収集し、多様な受託事業者の開拓及び登録を推進する。また、現在、登録済みの自立準備ホームについては確実な委託実績に繋げる。

## (7) 就労支援の一層の推進

## 【具体的取組】

- ア 各種就労支援施策の活用を積極的に推進するとともに、島根県協力事業主会及び公共職業安定所等の関係機関との協議会を開催するなどして、協力雇用主の新規開拓及び就労先の確保に努める。
- イ NPO法人島根県就労支援事業者機構の役員等と緊密な連携を図り、二種及び三種会員の増強並びに雇用協力事業者奨励事業の活性化を図り、同機構の行う事業を支援する。

## 2 保護司活動の基盤整備の推進

## (1) 保護司候補者の確保と保護司の育成の推進

## 【具体的取組】

- ア 保護司候補者検討協議会未設置の2地区保護司会（大田、隠岐）に設置を働きかけ、保護司候補者の適切な発掘に努める。
- イ 保護司研修における新任保護司研修をはじめ、処遇基礎力強化研修及び指導力強化研修の内容を充実強化し、新任保護司の育成に努める。
- ウ 地区保護司会に対し、特に新任保護司の育成等に配慮すべく保護司同士の処遇協議や事例研究、情報交換等を積極的に実施していくよう働きかける。

## (2) 保護司会と地方公共団体との連携強化の支援

## 【具体的取組】

地区保護司会が、当該地区の市区町村等の関係機関・団体との各種協議会や行事等に積極的に関わり連携を強化していけるよう支援する。

## (3) 更生保護サポートセンターの円滑な設置・運営と保護司会活動の支援

## 【具体的取組】

- ア 既設置「更生保護サポートセンター松江」については、更生保護活動の確固とした拠点としての役割と機能が果たせるよう、引き続き、その円滑な運営及び有効活用を支援する。今後、設置が予定されている地区保護司会に対しては、積極的に情報を提供し円滑な設置、運営を支援する。
- イ 地域処遇会議が全保護区において積極的に開催されるよう、地区保護司会代表者等協議会、地区保護司会総会等を利用して必要な情報を提供する。

## 3 医療観察制度における地域処遇の充実と体制整備

## 【具体的取組】

- ア 関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、地域処遇に新たな障害福祉サービス事業者等の参画を得るなど、地域における支援体制を強化する。
- イ 医療観察事件の増加を踏まえ、指定通院医療機関の増設に向けて県当局に働きかけるとともに、対象者の状態に応じた処遇や緊急時の対応を的確に行えるよう観察官会議等での情報共有及び庁内における支援体制を整備する。

## 4 第62回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の積極的な展開

## 【具体的取組】

同運動の趣旨が住民に深く浸透し、より一層の理解と協力が得られるよう広報活動の充実を図る。特に地方公共団体やマスメディアに対して特色ある活動や工夫を凝らした行事等の情報提供を積極的に行う。

## 5 更生保護ボランティアに対する支援強化

## 【具体的取組】

更生保護女性会員の及びBBS会員に対する新人会員研修を行い、活動への意欲の促進及び連携協力の強化を図る。

## 6 犯罪被害者等施策の適切な実施

## 【具体的取組】

関係機関・団体等との連携を深め、協力体制の維持、強化に努めるとともに、被害者担当官と処遇部門との相互連携の強化等、庁内における執務体制の充実強化を図る。

### 平成24年度保護司研修計画表

松江保護観察所

保護司の研修については、『保護司研修要綱』に種類が定められています。

- (1) 新任保護司研修（前期・後期）  
保護司の使命、役割、身分その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図る。
- (2) 処遇基礎力強化研修（旧第一次研修）  
保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図る。
- (3) 指導力強化研修（旧第二次研修）  
保護観察等の処遇を行う上での必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上での必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につける。
- (4) 地域別定例研修  
実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資する。
- (5) 特別研修  
処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強する。

平成24年度に保護観察所で開催される保護司研修の日程（予定）は次のとおりです。

- (1) 新任保護司研修(前期) 平成24年6月1日(金)  
〃 平成24年12月3日(月)
- (2) 新任保護司研修(後期) 平成24年11月6日(火)
- (3) 処遇基礎力強化研修(旧第一次研修)  
平成24年9月6日(木)
- (4) 指導力強化研修(旧第二次研修)  
平成24年10月4日(木)
- (5) 特別研修 平成25年2月頃

平成24年度地域別定例研修テーマは次のとおりです	
第1期	更生保護における新規施策について ～社会貢献活動ほか～
第2期	薬物事犯対象者の処遇について ～薬物依存からの回復を目指して～
第3期	生活環境の調整について ～釈放後の保護観察を意識して～
第4期	就労支援について ～就労が長続きするために～

### 平成24年度地区担当官及び定期駐在実施計画表

松江保護観察所

地区	地区担当官	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期駐在場所
松江	桑木泰一郎	保護観察所において面接												松江保護観察所
安来	上谷 淳子			20			13				17			十神地区学習等供用施設
雲南	吉山 晃宏	年 2 回 実 施												三刀屋町福祉センター
出雲	上谷 淳子	26					27			20				出雲サポートセンター
					12									平田コミュニティーセンター
									15					斐川町中央公民館
大田	三原 鉄志		11					12				1		大田市民センター
邑智	桑木泰一郎	地域別定例研修日の午後に実施												悠邑ふるさと会館
浜田	上谷 淳子	27			20				30				15	浜田公民館
益田	吉山 晃宏	地域別定例研修日の前日に実施												益田市総合福祉センター
隠岐	桑木泰一郎	地域別定例研修日の前日に実施												隠岐島文化会館
島根更生保護会	三原 鉄志	毎 月 1 回 実 施												島根更生保護会

(注) 1 実施日及び場所は、都合により変更する場合があります。  
 2 浜田地区及び益田地区は、計画以外に臨時に実施する場合があります。

# 平成24年度事業計画

島根県保護司会連合会

## 基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実を目指すことにより、更生保護事業の進展に寄与する。

### 1 保護司研修等の実施

- (1) 保護観察所と共催して各種研修、協議会を実施し、保護司としての職務遂行に必要な知識の習得などの資質の向上を図る。
- (2) 保護観察所の行う地域別定例研修の資料作成を支援する。

### 2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 地方公共団体の行政に積極的に協力し、教育委員会、学校等教育機関との連携を密にすることにより、地域社会の非行・犯罪予防活動を積極的に推進する。
- (2) 第62回「社会を明るくする運動」島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を展開する。
- (3) 更生保護思想の普及のため積極的に啓発活動を推進し、地域社会の浄化に務める。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び関係機関・団体等に配布して更生保護事業の浸透を図る。

### 3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会との連携を密にし、更生保護事業の伸展を図る。

- (2) 更生保護法人島根更生保護会と相互に連携し、必要な支援に務める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携して、地域活動の活性化を推進する。
- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の拡充に努めると共に活発化を図る。
- (5) 島根県協力事業主会及びNPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与するとともに、協力事業主等の開拓を支援する。
- (6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図るため積極的に県下の関係機関・団体との連絡調整を図る。

### 4 顕彰式典の開催

関係機関・団体と共催して「平成24年度島根県更生保護事業関係者顕彰式典」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

### 5 慶弔の実施

島根県保護司会連合会慶弔規程に基づき、保護司等の慶弔を行う。

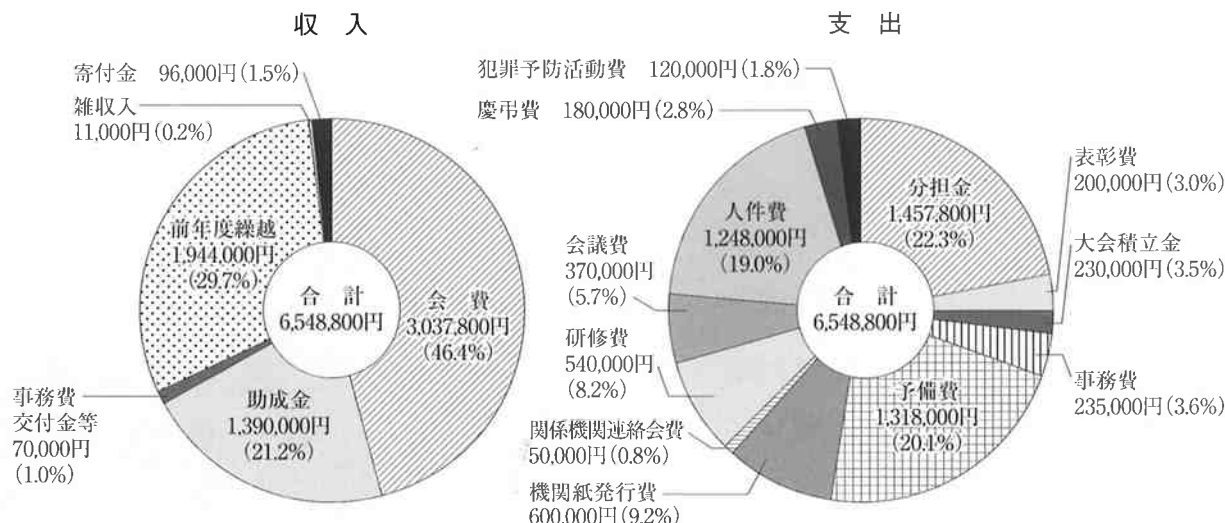
### 6 退任功労保護司の待遇

島根県功労保護司優遇規程に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

### 7 その他

本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

## 平成24年度収支予算



### 保護司会・更生保護女性会 合同研修会

雲南地区保護会 松浦 昇

視点

焦点

奥出雲町では毎年仁多地区、横田地区の保護司会・更生保護女性会合同の研修会を行っていますが、平成23年度も『社会を明るくする運動』の期間中の7月27日にカルチャープラザ仁多で研修会を開催しました。参加者は会員40名と公民館の関係者や一般の方で約60名の方々に参加していただきました。研修内容については会員の皆様からご意見を頂き、代表者会で検討して取り組んでいます。今年では会員の皆様から、私たちは罪を犯した結果（懲役刑、保護観察処分）から関わっていますが、それ以前に関わることによって犯罪を未然に防ぎ青少年を救うことができるのではないか。その為には現状をもっと知ることが必要ではないか、とのご意見が多数をしめ

ました。そこで本年は雲南警察署生活安全課の杉本 隆課長を講師に『雲南地域における青少年の非行の現状と課題』と言うテーマで講演していただき、その後質疑応答で研修を深めて参りました。講演では青少年犯罪の全国的な現状から島根県、雲南地域、奥出雲町、と他の地域と比較しながら現状についてお話があり、私たちの地域の現状も知ることができました。また青少年犯罪の年齢が高校、中学生から小学生までの低年齢化している現状に驚きました。私たちはこの研修会を通して地域のいろいろな機会を通して積極的に青少年との関わりを深めること。また、地域の各種団体との連携を深めることの大切さを再確認させていただきました。私たちは地域の青少年の健全育成のために中心となって努力していきたいと思えます。

### 『人権を考える集い』…… 「子供を叱れない大人たちへ」

隠岐地区保護司会 会長 是津輝和

地区だより

### 地域の皆様と共に

斐川地区更生保護女性会  
会長 江角佳子

昨年秋に隠岐地区保護司会は、隠岐の島町人権啓発推進団体「れんたいおき」及び、PTA連合会と共催で、子供とどのように接していけばよいかを、考えていただくため、少年院篤志面接委員として、全国の刑務所、拘留所、少年院への慰問活動をしておられる、落語家の桂才賀師匠の講演会を開催し、大変好評を頂きました。

その中で紹介された高校生の川柳……「たまにはヨ、叱ってみろよ大人たち」が私たちへの警鐘として、強く心に残っております。

隠岐地区でも、少年犯罪や非行が発生しており、その予備軍を考えると地域の大きな課題でもあります。

「最近では、子供を叱れない大人が多くなったと言われています。核家族化の進行などで、祖父母と一緒にいない、たまにしか会わない、だから可愛がるだけで、悪いことをしても、そばに注意して叱ってくれる人がいないのです」……（師匠の指摘）

保護司が担っている「犯罪防止や更生保護」も、地域の皆さんの協力「優しい見守り、叱ってあげる愛情」とが相まってこそ、成果が上がると確信いたします。



これからも、地域の宝である「子供たち」に、自信と夢を持たせるために、地域の絆、地域力の醸成を図り、犯罪や非行のない「真に明るい社会」の実現に取り組む所存です。

斐川地区更生保護女性会は、昭和33年9月結成以来53年余り青少年の健全育成と地域の和を願い活動を続けております。7月1日から始まります社会を明るくする運動強化月間には、保護司の皆様と共に町内パレード・幼稚園訪問・中学校訪問での生徒たちとの討論会・大型店等でのキャンペーン参加をいたします。

小学校・中学校隔年に募集いたします『社会を明るくする標語』は入選者に教育長からの色紙を贈呈し、応募者全員の標語を地域に掲示することで保護者のみならず祖父母や知人からの反響は住民の皆様の絆の深まりを感じます。

心と頭脳を育てるといわれます読書のお手伝いと続けております図書贈呈は、中学校は図書利用増加が生徒の落ち着きと学力に正比例し感謝している。小学校では本をめくる作業が児童には欠かせない大切なもの。幼稚園・保育園では読み聞かせもさせていただき、同時に手品・ピアノ演奏・ゲーム等会員の自己研修の場にもなっております。

これらの活動のみならず、町内7支部ではそれぞれ独自の活動にも精進いたしております。

半世紀強もこれらの活動を続けられますのは、会員の皆様そして地域の皆様のご協力あってのことと存じます。今後もより充実した活動を続け、地域に貢献できますよう努力いたします。



全国社明作文コンテスト入賞作品「日本BBS連盟会長賞」

## 仲よくなるコツ

中野流伽りゅうか（雲南市立寺領小学校4年）

広島から寺領小学校に転校してきて一年がたちました。転校してくる前、私は不安でいっぱいでした。（住む所はどんな所だろう。友だちができるかな。）そんな風に考えると、心臓がドキドキしてはれつしそうでした。

三年生は、十人の学級でした。みんなとても仲よしで、すぐに昔から仲がよかった友だちみたいになりました。それから、他の学年のみんなともすぐに仲よくなりました。私には、お姉ちゃんと弟がいるけど、友だちとも本当の兄弟になったみたいです。私は、（なんでこの学校はみんながこんなに仲よしなんだだろう。なんでこんなにすぐに友だちになれたんだだろう。）と不思議になりました。でも、その答えはすぐに分かりました。それは、みんな、あいさつをしたり、声をかけ合ったりしているからです。私は、友だちと仲よくなるコツを寺領小学校のみんなに教えてもらったような気がしました。

地域の人とも仲よくなりました。見守り隊のおじさんは、いつも、

「おかえり。今日も大変だったでしょ。」と声をかけてくれます。そして、だんだんたくさん話をするようになりました。ある日、私は、おじさんに自分から

「帰りました。」と声をかけてみました。自分から話しかけるのは初めてだったので、勇気がいりました。すると、おじさんは、

「おかえり。今日はどうだった。つかれたでしょう。」と言ってくれ、その言葉で私の心はとても明るくなりました。自分から声をかけるのはドキドキしたけど、勇気を出してみてもよかったなあと思いました。私がおじさんと話をすると、おじさんは、

「へえ。そうだったかね。そんなことがあったかね。それは楽しかったねえ。」

と、うなずきながら話を聞いてくれました。おじさんが一生けん命私の話を聞いてくれたことがとてもうれしくて、心の中がすっとしました。私は、また人と仲よくなるコツを知りました。それは、勇気を出して自分から声をかけるというコツで



す。自分から声をかけると、仲よしのきずながももっと深くなる気がします。寺領の人たちは、そのことをよく知っているからみんなが仲よしなんだと思います。

しかし、同じ日本では、最近信じられない事件がよく起きています。あるニュースのインタビューで、私はとても悲しい気持ちになりました。私と同じ位の年の子どもが殺されても、近所の人には気がつかなかった、子どもが住んでいることも気づかなかつたと話していたことです。私は、とてもショックでした。

近所にだれが住んでいるか知らないなんて、私の住む寺領では、ありえません。しかも、命がなくなってもだれも気づかないなんてかわいそうすぎます。私は、寺領のみんなに教えてもらった、仲よしになるコツをそういう人にも教えてあげたいと思います。みんなが勇気を出して声をかけ合ったり、すすんであいさつをしたりすれば、こういう事件も少なくなるし、小さな子どもが殺されたり、放っておかれたりするとも少なくなると思います。

寺領に住んでいる人は、仲よしになるコツをたくさん知っています。だから私は、まだ寺領に住み始めて一年しかたっていないけど寺領が大好きになりました。これからは、私も寺領のみんなと同じように学校の友だちや地域の人にたくさん話しかけ、もっともっと仲のよい寺領にしていきたいです。それから、この輪をどんどん広げて、みんなが仲よく暮らせる社会にしていきたいです。

協会の動き

平成23年度第2回島根保護観察協会役員会(理事会・評議員会)が平成24年3月23日、松江東急インで開催され、次の議題を審議し、議決されました。

- 1 平成23年度予算執行状況について
2 平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3 島根更生保護会への建設資金拠出について
300万円拠出することになった。
4 評議員の推薦について(理事会)
小林昌次氏から和田良一氏に、井下慈海氏から下垣賢治氏に評議員が交代になりました。

その他

税額控除制度と市町村の条例指定へ協力依頼
条例未指定の市町村へは、観察協会と保護会の連名で指定の働きかけをする。

●平成24年度主要行事予定

- 5月25日(金) 第1回地区保護司会代表者等協議会/県保連理事会/観察協会役員会
6月1日(金) 新任保護司委嘱状伝達・研修会
9月6日(木) 保護司処遇基礎力強化研修(旧第一次研修)
10月4日(木) 保護司指導力強化研修(旧第二次研修)
11月6日(火) 新任保護司研修(後期)
11月22日(木) 島根県更生保護関係者顕彰式典
12月3日(月) 新任保護司委嘱状伝達・研修会
3月22日(金) 第2回地区保護司代表者等協議会/県保連理事会/観察協会役員会

保護司の異動

【退任保護司】

- 成相教専(出雲) (平成24年1月6日付)
荒木経若(出雲) (平成24年3月5日付)

平成24年度松江保護観察所職員一覧表

(平成24年4月1日付)

Table with 2 columns: Position (e.g., 所長, 企画調整課長) and Name (e.g., 安田健二, 古川正昭).

県保連だより

平成23年度第2回島根県保護司会連合会理事会が平成24年3月23日、松江東急インで開催され、次の議題を審議し、承認されました。

- 1 平成23年度予算の執行状況について
2 平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会) 敬称略
福田和夫 30,000円

敬 弔

下記の方が逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

- 元保護司 林 飛 哲 英 (益田)平成23年12月21日死亡
元保護司 仙 田 等 (松江)平成24年1月3日死亡
元保護司 落 合 恒 子 (雲南)平成24年1月8日死亡
元保護司 濱 田 龍 夫 (雲南)平成24年2月11日死亡
元保護司 的 場 利 健 (江津)平成24年2月11日死亡
元保護司 岩 田 成 生 (雲南)平成24年2月23日死亡
元保護司 半 田 淨 (浜田)平成24年2月25日死亡

死亡者叙位・叙勲

従六位

長 峯 光 男 (吉賀町) (平成23年12月16日死亡)

遺族追賞

故中山智之保護司(安来)に遺族追賞として賜杯・杯記が贈られました。

平成24年度春の人事異動について

【転出者】(平成24年4月1日付)

中国地方更生保護委員会庶務係 天野 まい (松江保護観察所法務事務官)

【転入者】(平成24年4月1日付)

処遇部門保護観察官 吉山 晃宏 (山口保護観察所法務事務官)

(表紙写真説明) 出雲平野の朝

出雲平野は、島根県でも有数の穀倉地帯です。見渡す限りの水田には農家が点在し、その周りには、平野を吹き渡る西風を防ぐための防風林に囲まれています。この地方では、これを「築地松」といって、全国でも有名な風物詩にもなっています。